

鳥取市社会福祉協議会表彰及び感謝要綱

1 趣 旨

民生児童委員、社会福祉団体・福祉施設職員、社会福祉団体等並びに社会福祉活動が優秀な地区社会福祉協議会、団体及び社会福祉の進展に協力援助したもので功績顕著なものに対し、鳥取市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）がこれを表彰又は感謝の意を表す。

2 表彰及び感謝の方法

表彰又は感謝は、鳥取市社会福祉大会で会長名の表彰状及び感謝状を贈呈して行うものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、随時、特別に表彰又は感謝することができる。

3 表彰の対象

会長が表彰するものは、次の各項に定めるものとする。

- (1) 地区社会福祉協議会で活動顕著な者
- (2) 民生児童委員で活動顕著な者
- (3) 社会福祉団体・民間福祉施設役員で功績顕著な者
- (4) 社会福祉団体・民間福祉施設職員で功績顕著な者
- (5) ボランティア及びボランティア団体で功績顕著な者
- (6) 社会福祉活動が特に優秀な地区社会福祉協議会・社会福祉団体
- (7) その他の功労者及び団体で社会福祉の進展に寄与した個人・団体

ただし、次に該当するものは、表彰より除くものとする。

社会福祉関係の功労により厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長、鳥取県知事、鳥取県社会福祉協議会会長、鳥取市長から表彰を受けた者。

4 感謝の対象

会長が感謝するものは、社会福祉の進展に積極的に協力しその功績が顕著な者。

5 表彰の資格

表彰に該当するものの資格は、次の各項に定める条件を具備するものとする。

- (1) 地区社会福祉協議会会長
 - ①地区社会福祉協議会会長の現職又は、表彰を実施する年度及び前年度において在職・在任であった者
 - ②地区社会福祉協議会会長としての在職期間が5年以上であること。

(2) 民生児童委員

①民生児童委員の現職又は、表彰を実施する年度及び前年度において在職・在任であった者

②民生児童委員としての在職期間が9年以上であること。

(3) 社会福祉団体・民間福祉施設役員

①社会福祉団体・民間福祉施設役員の現職又は、表彰を実施する年度及び前年度において在職・在任であった者

②社会福祉団体・民間福祉施設役員としての在職期間が9年以上であること。

(4) 社会福祉団体・民間福祉施設職員

①社会福祉団体・民間福祉施設職員の現職又は、表彰を実施する年度及び前年度において在職・在任であった者

②社会福祉団体・民間福祉施設職員としての在職期間が19年以上であること。

(5) ボランティア及びボランティア団体

①ボランティア及びボランティア団体として年間通して継続的に活動し、現に活動していること又は、表彰を実施する年度及び前年度において活動していた者。

②ボランティア及びボランティア団体としての活動期間が9年以上であること。

(6) 地区社会福祉協議会及び社会福祉団体

①地区社会福祉協議会及び社会福祉団体で、福祉活動が優秀であって他の模範とするに足ると認められるもの。

(7) その他の功労者及び団体

①社会福祉の進展に大きく寄与した個人・団体。

6 感謝の資格

(1) 愛の訪問協力員

愛の訪問協力員としての活動期間が9年以上であること。

(2) となり組福祉員

となり組福祉員としての活動期間が9年以上であること。

(3) 賛助会員

①賛助会員として通算7年以上協力いただいた個人・団体・法人。

②賛助会員として通算15年以上協力いただいた個人・団体・法人。

(4) 特別賛助会員

①特別賛助会員として通算5年以上協力いただいた個人・団体・法人。

②特別賛助会員として通算10年以上協力いただいた個人・団体・法人。

(5) その他特に、会長が感謝に価すると認めた者

7 表彰資格期間の緩和

前項5に定める在職期間、活動期間の資格期間の期間が満たないときでも、特に功績抜群と認められるものについては、これを対象とすることができる。

8 候補者の推薦

(1) 社会福祉団体長、施設長及び地区社会福祉協議会会長は、この要綱に定める表彰・感謝に該当するものを候補者として会長に推薦する。

(2) 会長は、前項にかかわらず候補者を選定することができる。

9 表彰審査会

(1) 表彰及び感謝の候補者を審査し、その資格者を決定するため表彰審査会を置く。

(2) 表彰審査会は会長が委嘱する委員をもって構成する。

10 その他

1 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に会長が定める。

2 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

3 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

4 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

6 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

7 この要綱は、平成25年9月6日から施行する。